

事 務 連 絡
令和 3 年 7 月 6 日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健担当課
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 部 課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課 御中
構造改革特別区域法第 1 2 条第 1 項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

高校生向けテキストを活用した献血の普及啓発について（依頼）

標記について、令和 3 年 6 月 9 日付け事務連絡で厚生労働省医薬・生活衛生局血液対策課より別紙のとおり、依頼がありました。

ついては、この趣旨を御理解いただくとともに、都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の高等学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課及び構造改革特別区域法第 1 2 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の高等学校に対して、附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課におかれては、その管下の高等学校に対して、それぞれ周知されるようお願いいたします。

（献血の普及啓発について）

厚生労働省医薬・生活衛生局

血液対策課献血推進係

電 話：03-5253-1111（内線 2908）

（本通知について）

文部科学省初等中等教育局

健康教育・食育課 保健指導係

電 話：03-5253-4111（内線 2918）